

日本農業教育学会誌 投稿規程 (2011 年4 月改定)

1. 本誌への投稿者（筆頭著者）は、本会会員に限る。ただし、共著者には非会員を含むことができる。なお、編集委員会（以下委員会という）において必要と認めるときは、会員外から寄稿を受けることができる。
2. 本誌への投稿内容は、農業教育に関連ある研究で、その区分は、論文（論説及び総説を含む）、研究ノート・短報、教育実践記録及び資料とし、他の学術誌等へ未発表のものとする。
 - (1) 論文の内容は、新しい結果と結論あるいは事実を含むと認められるものとする。
 - (2) 研究ノート・短報とは、論文として十分な結論を得るに至らないが、限定された部分の知見や速報的なものである。その区分はページ数により委員会が決定し、刷り上がり6頁を超えるものを研究ノート、6頁までを短報とする。
 - (3) 教育実践記録とは、学校、社会教育等の教育現場における実践の記録を指し、他の教育現場においても参考になるとと思われるものとする。
 - (4) 資料とは、文献抄録、実用記事等を指し、委員会が寄稿を依頼することがある。
 - (5) 上記の区分は、投稿者の申請を参考にし、委員会が決定する。
 - (6) 学会誌に、上記の区分を明示する。
3. 投稿の手続きは、次のようにする。
 - (1) 原稿は執筆要領に従って4部作成し、3部を編集事務局に提出する。写真は各部にそれぞれ添付する。この内、2部は校閲用として著者名、所属を記入せず、右上すみに校閲用と朱書する。なお、1部は著者の手許において著者校正に用いる。
 - (2) 投稿原稿には通常の前稿のほかに記録媒体による原稿（CD等）を準備する。
 - (3) 記録媒体による原稿は掲載決定後に提出する。
 - (4) 原稿には次の事項を記した送り状を添える。

申請論文区分、表題、氏名、所属・所在地、原稿枚数、回数、表数、写真枚数、別刷り要求数、連絡先の住所電話番号。
 - (5) 原稿の送付先は、〒305-8602 茨城県つくば市観音台2-1-2 農業生物資源研究所 遺伝資源センター内 日本農業教育学会編集幹事 田中大介 宛とする。
 - (6) 投稿原稿が編集事務局に到着した日を受付日、審査が終了して掲載が決定した日を受理日とする。
4. 投稿原稿は、次の手続きを経て、採否、区分を決定する。
 - (1) 論文、研究ノート・短報は、審査に回し、その意見を基にして採否、区分を決める。

- (2) 委員会は、原稿の内容等について投稿者に訂正を求めるか修正することがある。
 - (3) 受理された原稿は、委員会が訂正を求めた箇所以外に、委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。やむを得ず変更する必要がある場合は委員会の承諾の下、修正原稿においてその変更箇所がわかるように明示する。
 - (4) 著者に返却された原稿は、原則として1か月以内に編集事務局に返送することとする。
5. 論文の掲載は、審査終了の順によることを原則とする。
6. 校正は、原則として初校だけ著者が行う。校正中の原稿改変は原則として認めない。委員会の了解による改変であっても、要する経費は著者の負担とする。校正ゲラは指定の期日以内に、手許に保管の原稿によって校正して返送する。期日に遅れた場合は、委員会の校正をもって校了とすることがある。
7. 原稿の郵送は、図、写真を含む場合は破損しない方法を構ずる。
8. 別刷りは、50部は無償とし、それ以上は著者の実費負担とする。
9. 掲載論文については1頁当たり3000円を著者が負担する。
10. その他必要な事項は、委員会が決める。